

# 第三期小布施町子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度

小布施町

## 目次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....                      | 1  |
| 1 計画策定の背景 .....                           | 1  |
| 2 計画の法的根拠と位置づけ .....                      | 1  |
| 3 子ども・子育て支援制度の概要 .....                    | 2  |
| 4 計画の期間 .....                             | 2  |
| 5 教育・保育提供区域 .....                         | 2  |
| 第2章 小布施町の子ども・子育てを取り巻く現状 .....             | 3  |
| 1 人口・世帯の状況 .....                          | 3  |
| 【年齢3区分人口の推移】 .....                        | 3  |
| 【0～11歳の児童人口の推移】 .....                     | 3  |
| 【合計特殊出生率の推移】 .....                        | 4  |
| 2 就労の状況 .....                             | 4  |
| 【女性の就業率の比較(令和2年)】 .....                   | 4  |
| 3 保育園と認定こども園の園児数(支給認定数) .....             | 5  |
| 【3歳以上児の推移】 .....                          | 5  |
| 【3歳未満児の推移】 .....                          | 5  |
| 4 子ども・子育てに関するニーズ調査結果 .....                | 6  |
| 【お子さんご家族の状況について】 .....                    | 7  |
| 【こどもの育ちをめぐる環境について】 .....                  | 8  |
| 【保護者の就労状況について】 .....                      | 10 |
| 【保育園等の利用について】 .....                       | 15 |
| 【子育て環境の満足度について】 .....                     | 17 |
| 5 小布施町の子ども・子育て支援における課題 .....              | 18 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....                      | 20 |
| 1 基本理念 .....                              | 20 |
| 2 基本目標 .....                              | 20 |
| 3 施策の体系 .....                             | 21 |
| 第4章 事業計画 .....                            | 24 |
| 1 量の見込みと確保方策 .....                        | 24 |
| 量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数と潜在家庭類型別将来児童数の推計 .... | 24 |

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 基本目標：妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進 .....           | 26 |
| (1) 利用者支援事業.....                             | 26 |
| (2) 時間外保育（保育園での延長保育） .....                   | 27 |
| (3) 一時預かり事業（一時保育） .....                      | 28 |
| (4) 病児・病後児保育事業.....                          | 28 |
| (5) 産後ケア事業 .....                             | 30 |
| (6) 妊婦健康診断 .....                             | 30 |
| (7) 妊婦等包括相談支援事業.....                         | 31 |
| (8) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） .....              | 32 |
| (9) 放課後児童健全育成事業.....                         | 32 |
| (10) 乳児家庭全戸訪問事業 .....                        | 33 |
| (11) 地域子育て支援拠点事業.....                        | 34 |
| (12) ファミリー・サポート・センター事業.....                  | 34 |
| (13) 子育て生活における就労支援 .....                     | 35 |
| 基本目標：こどもの健やかな体としなやかな心を養う、教育・保育環境の整備.....     | 36 |
| (1) 幼児期の教育・保育の安定した提供.....                    | 36 |
| (2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....                    | 38 |
| (3) 食育の推進.....                               | 38 |
| (4) 外国語（英語）教育の充実・強化 .....                    | 38 |
| 基本目標：支援を必要とするこどもと家庭への支援の充実 .....             | 39 |
| (1) 子育て短期支援事業（ショートステイ） .....                 | 39 |
| (2) 子育て世帯訪問支援事業.....                         | 40 |
| (3) 要保護児童対策地域協議会の運営 .....                    | 40 |
| (4) 特別支援教育の推進 .....                          | 41 |
| (5) ひきこもり支援等心のサポート .....                     | 41 |
| (6) 学校生活支援員の配置、教科学習支援員の配置 .....              | 42 |
| (7) 通級指導教室の設置 .....                          | 42 |
| (8) 生活困窮家庭のこどもの学習・生活支援 .....                 | 42 |
| (9) 生活困窮家庭のこどもの学習・生活支援 .....                 | 43 |
| 基本目標：こどもを大切にするまちづくり .....                    | 44 |
| (1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 .....         | 44 |
| (2) 保育園・こども園の合同研修に対する支援等に関すること .....         | 44 |
| (3) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策..... | 44 |
| (4) 保育園・認定こども園と小学校・中学校との連携.....              | 44 |
| (5) 青少年健全育成の推進.....                          | 45 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第5章 計画の推進に向けて .....   | 46 |
| 1 計画内容の周知 .....       | 46 |
| 2 地域の連携による計画の推進 ..... | 46 |
| 3 計画の評価・確認 .....      | 46 |

---

## 第1章 計画の策定にあたって

---

### 1 計画策定の背景

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める仕組みとして「子ども・子育て支援新制度」が平成27（2015）年度に始まりました。新制度においては、こどもや子育て家庭にもっとも身近な市町村が実施主体として位置づけられており、本町においても、町民の皆さんの子育て状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする「小布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育て支援の充実」や「幼保小中一貫教育の推進」に取り組んでまいりました。

この度、「第二期小布施町子ども・子育て支援事業計画」が令和6（2024）年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第三期小布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、令和5年（2023年）には、「こども家庭庁」が創設され、「こども基本法」が施行されました。この基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため「こども大綱」が定められ、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、社会全体でこどもや若者に関する取り組み「こども施策」を進めています。本町でも町の子育て施策を着実に推進するため、こども基本法やこども大綱を勘案した「小布施町こども計画」の策定を令和9年度に予定しています。

### 2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」を一体的に策定したものです。

本計画の策定は、小布施町の総合的指針である「第七次小布施町総合計画」や「小布施学園一貫教育ランドデザイン」、「小布施学園コミュニティ・スクール」、「子どもの貧困対策」や「児童虐待の防止」など関連分野の個別の方針や計画との整合性を図るものとします。

さらに、こども基本法第10条に基づく「小布施町こども計画」（令和9年度から令和11年度を計画期間）に本計画を一体化します。

### 3 子ども・子育て支援制度の概要

全ての家庭が安心して子育てができ、こどもたちが笑顔で成長していくために、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。この制度では、こどもたちの年齢や親の就労状況などに応じた多用な支援を用意し、必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指しています。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

また、令和 9 年度以降「こども計画」に本計画を含め、「小布施町こども計画」を本町のこども施策についての一体的な計画とします。

|               | ～令和 6<br>(2024)<br>年度 | 令和 7<br>(2025)<br>年度 | 令和 8<br>(2026)<br>年度 | 令和 9<br>(2027)<br>年度 | 令和 10<br>(2028)<br>年度 | 令和 11<br>(2029)<br>年度 |
|---------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 小布施町総合計画      | 第六次計画<br>期間終了         | 第七次                  | ●                    | ●                    | ●                     | ●                     |
| こども計画         |                       |                      |                      | ○                    | ○                     | ○                     |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 第二期計画<br>期間終了         | 第三期<br>○             | ○                    | こども計画に含む<br>○        | ○                     | ○                     |

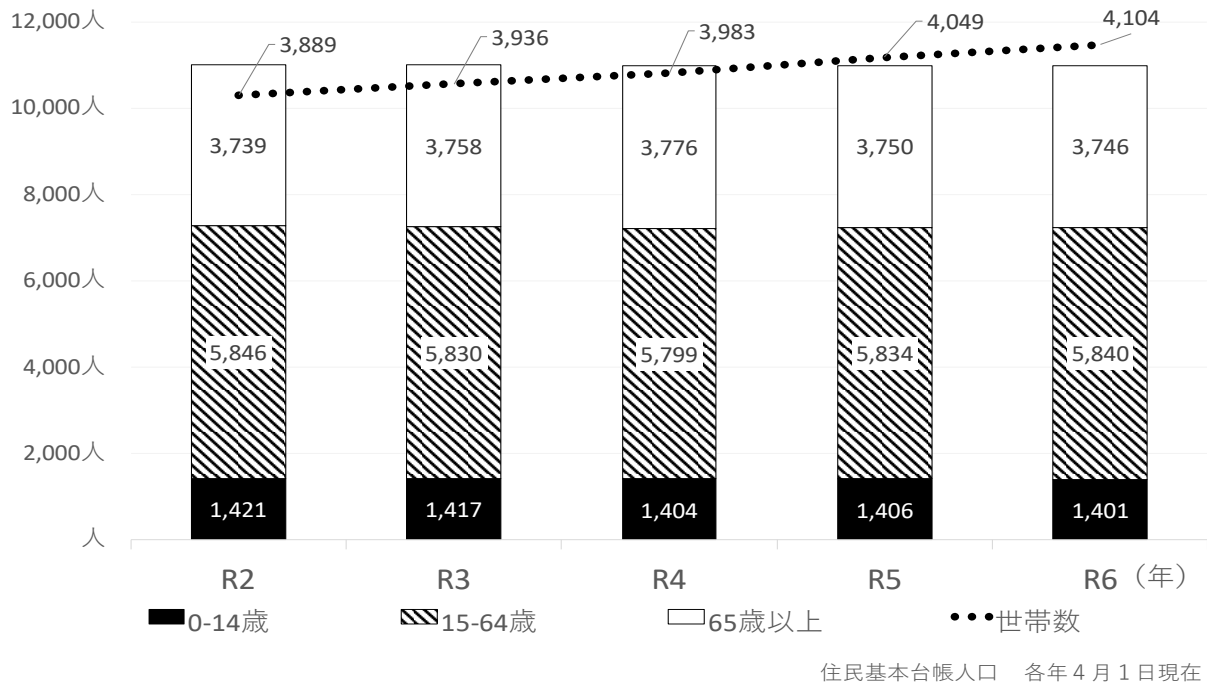
### 5 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画の規定に基づき、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域の設定については、本町の人口は約 1.1 万人となっており、現在のサービス状況を勘案し、小布施町全域を 1 つの教育・保育提供区域として設定します。

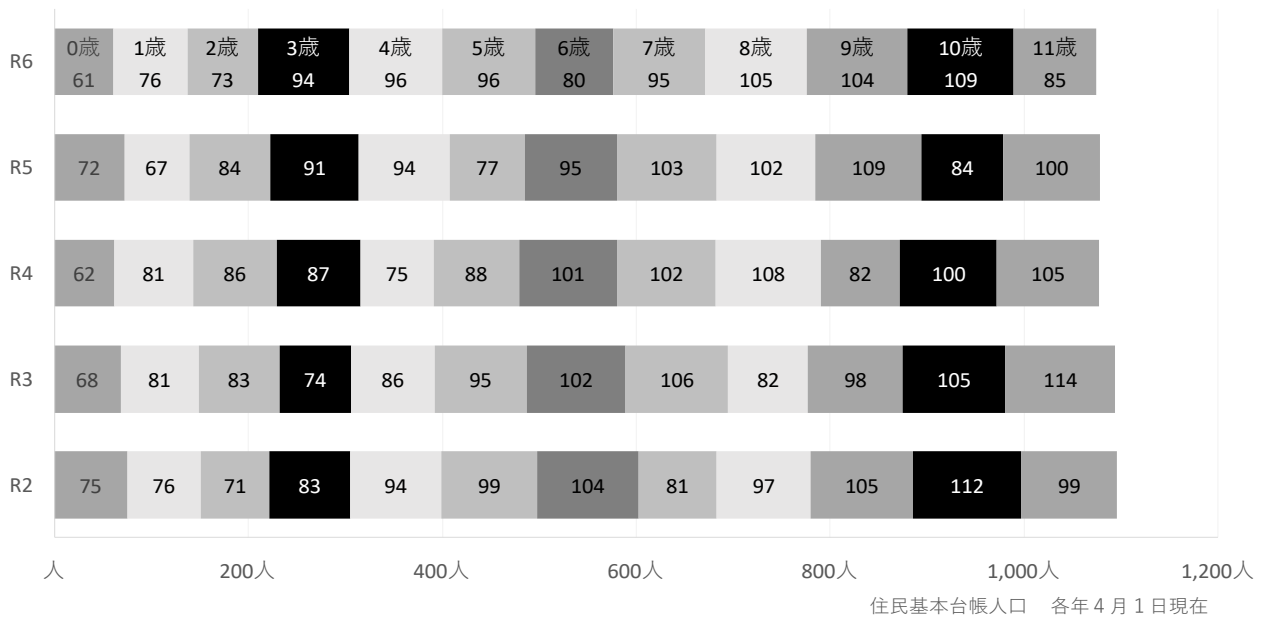
## 第2章 小布施町の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口・世帯の状況

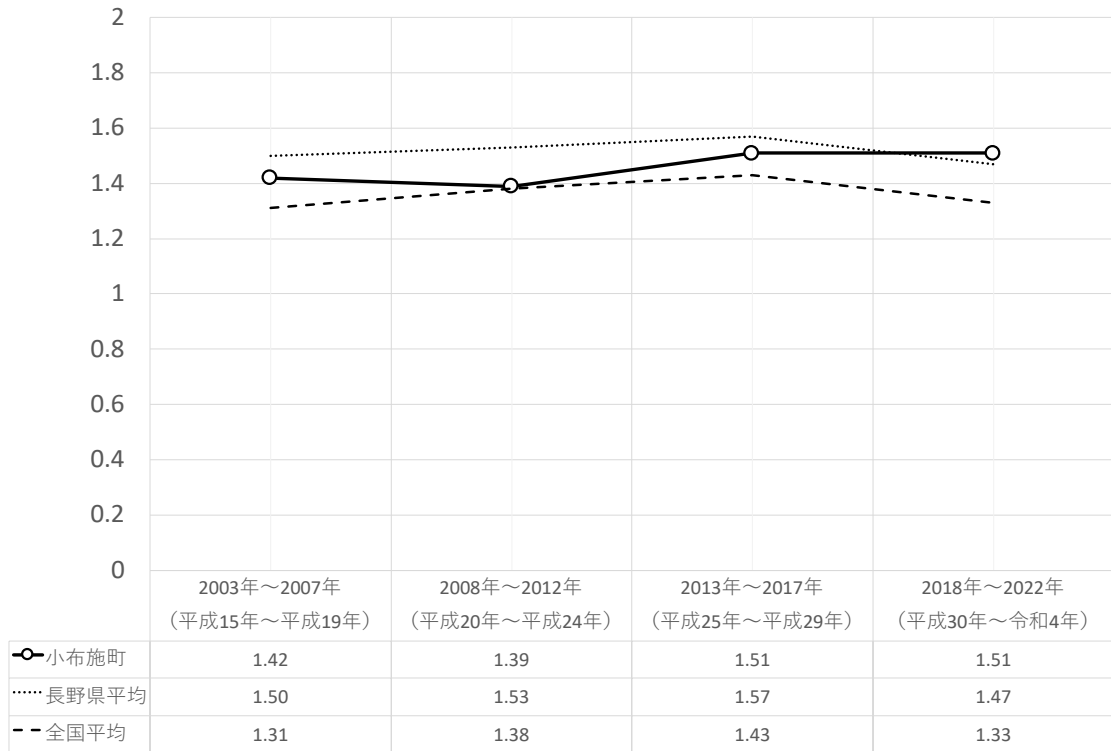
【年齢3区分人口の推移】



【0～11歳の児童人口の推移】



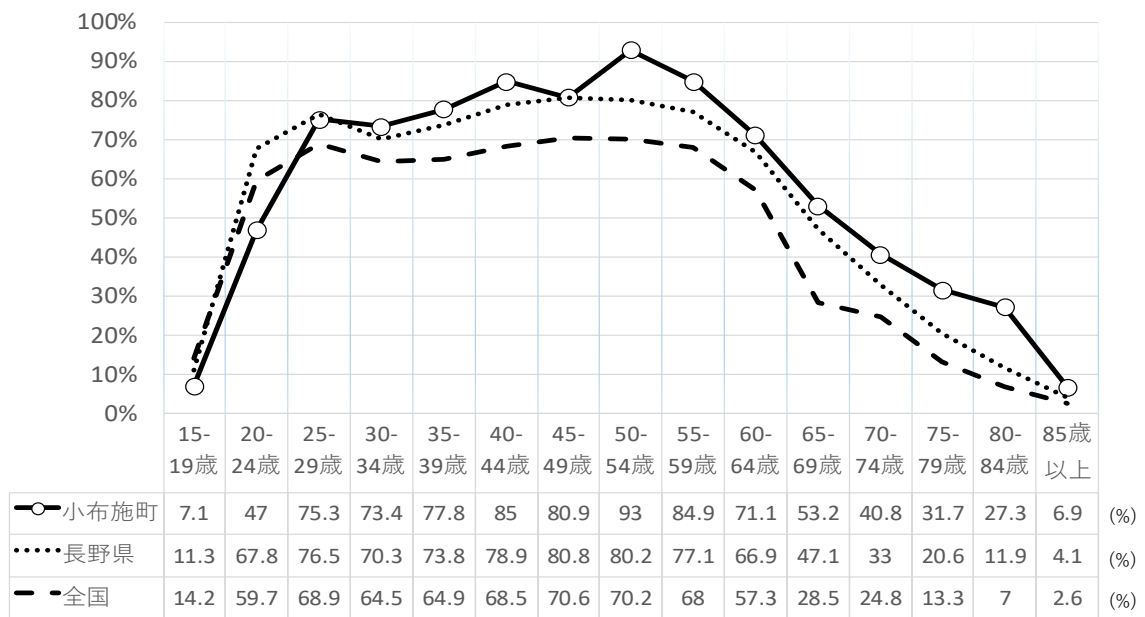
## 【合計特殊出生率の推移】



資料 2018年(平成30年)～2022年(令和4年) 人口動態保健所・市区町村別

## 2 就労の状況

### 【女性の就業率の比較(令和2年)】

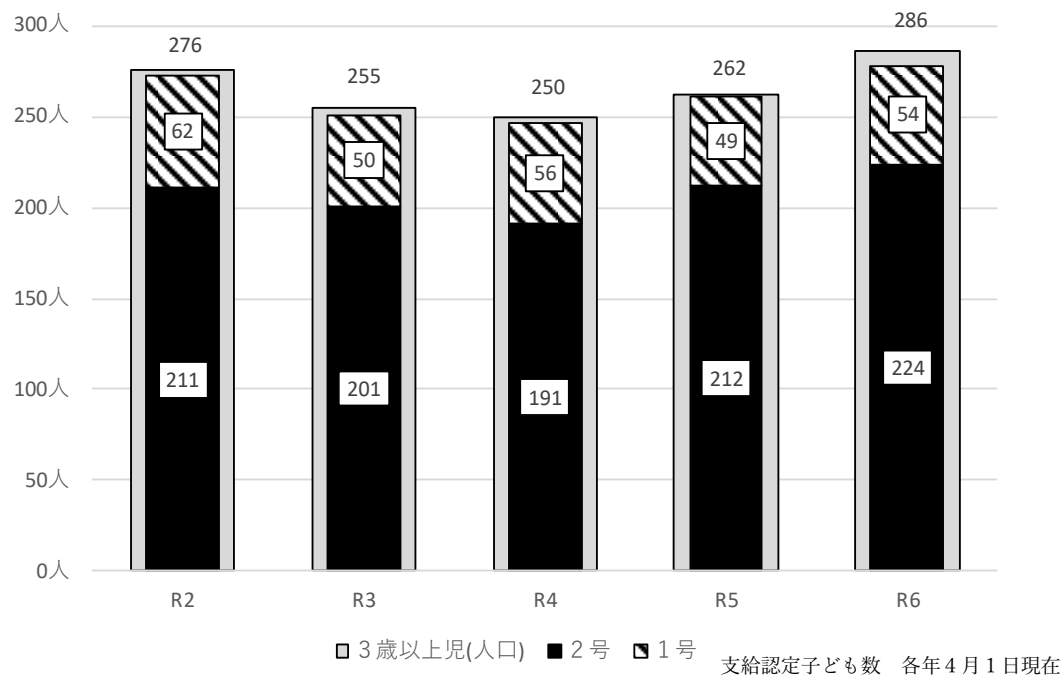


○小布施町 .....長野県 - - 全国

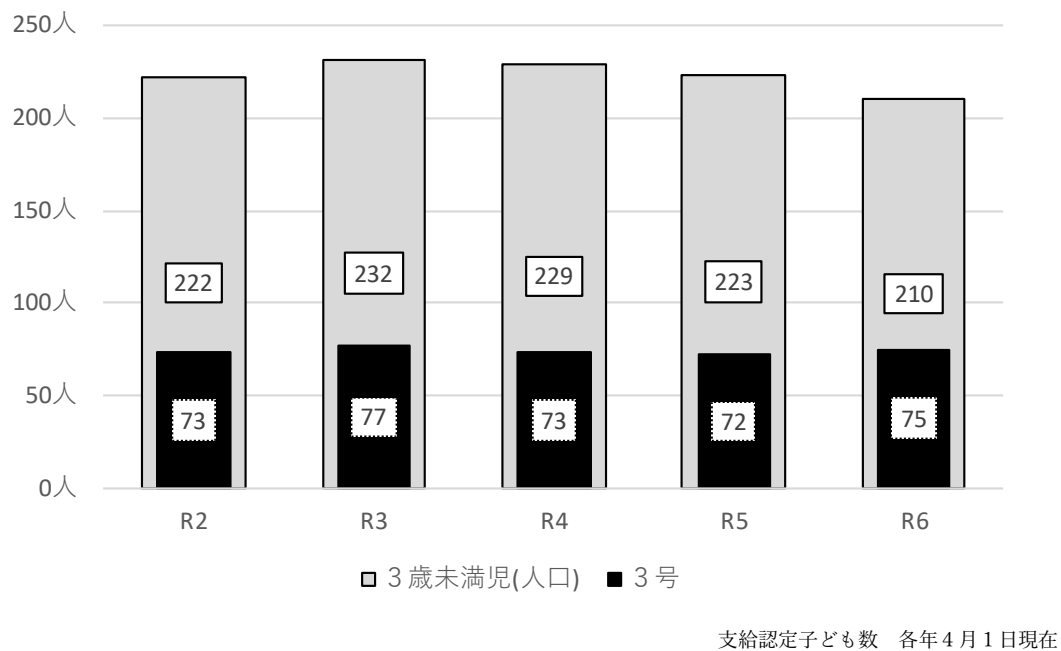
資料 国勢調査

### 3 保育園と認定こども園の園児数(支給認定数)

#### 【3歳以上児の推移】



#### 【3歳未満児の推移】



## 4 子ども・子育てに関するニーズ調査結果

### (1) 調査の目的

令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第三期小布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、町民の皆さんの子育て状況や要望・意見を把握し、計画策定のための基礎資料とする。

### (2) 調査対象

町内在住の就学前児童(0歳から5歳)の保護者

### (3) 調査事項

児童及び世帯の状況、父母の就労状況及び就労希望、こども園、保育園等の利用状況及び利用希望、こどもの権利について等

### (4) 調査期間

令和6年2月12日(月)から2月29日(木)まで

### (5) 調査票の配布・回収方法

配布：町内在園児は各園から手渡し、未就園児及び町外在園児は職員による配達

回収：町内在園児は各園で回収、未就園児及び町外在園児は郵送回収

### (6) 調査票の配布・回収状況 ※小数点第二位を四捨五入

調査対象者(配布数)370人 回収294人(回収率：79.5%)

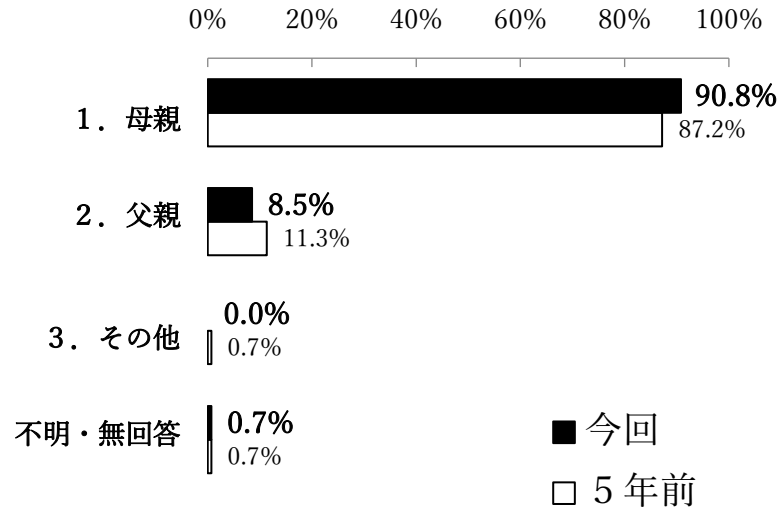
調査票での回答242人(回答者のうち82.3%)

Webでの回答52人(回答者のうち17.7%)

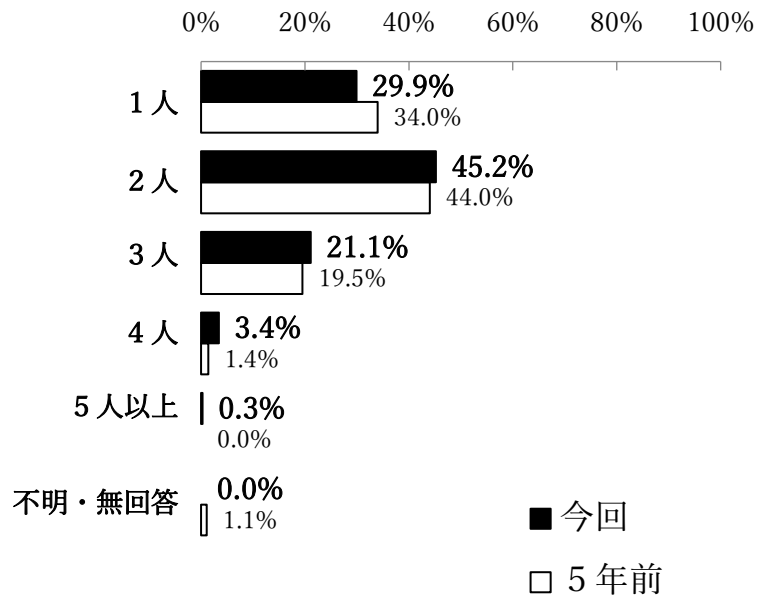
※第二期子ども・子育て支援事業計画策定時は各家庭の年齢が一番上のお子さんとご家族の状況を対象にアンケート調査を行いました。第三期計画は各家庭の年齢が一番下のお子さんとご家族の状況を対象としています。

【お子さんご家族の状況について】

■回答者の基本属性

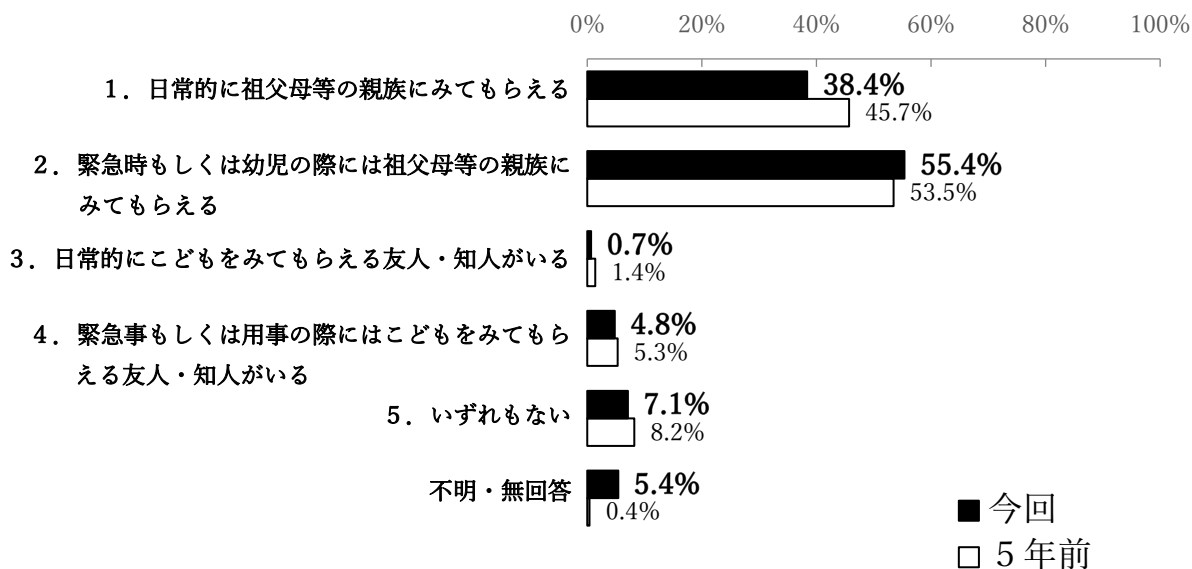


■こどもの人数

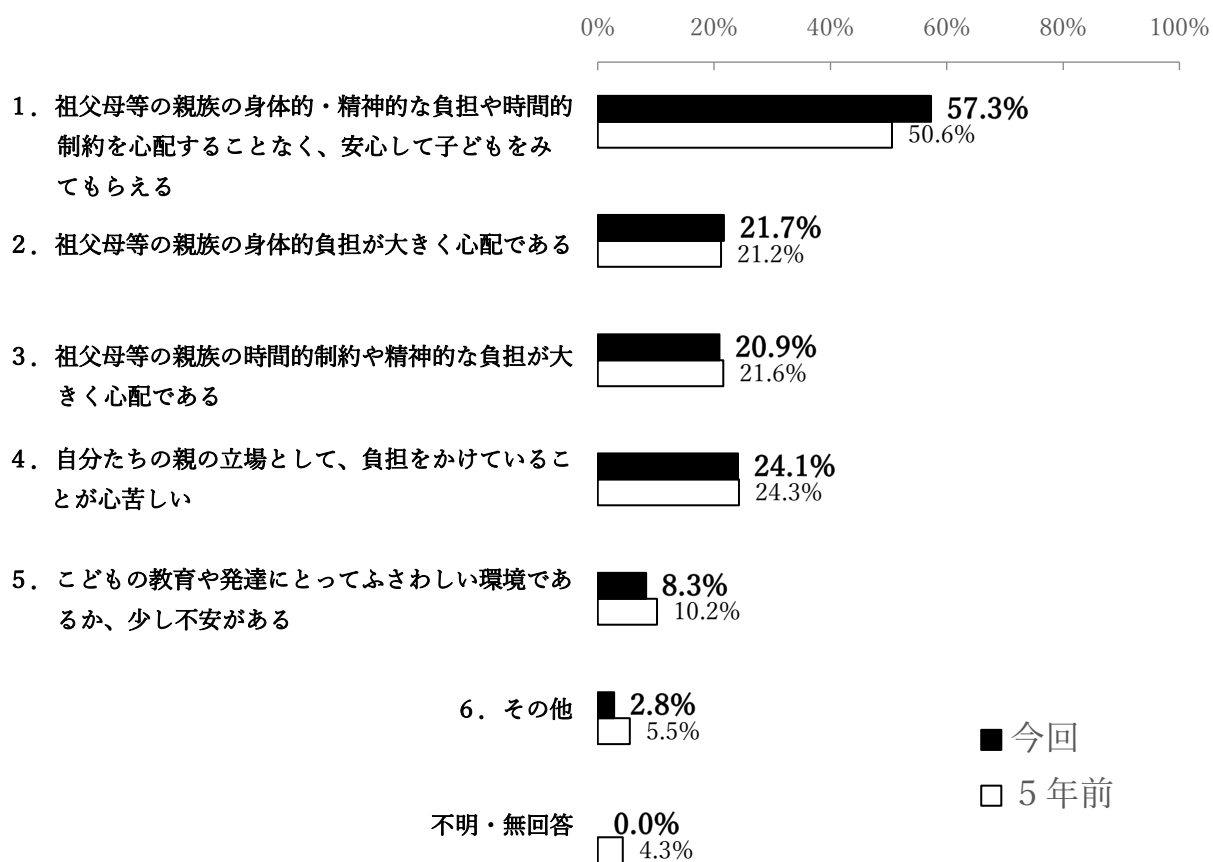


【こどもの育ちをめぐる環境について】

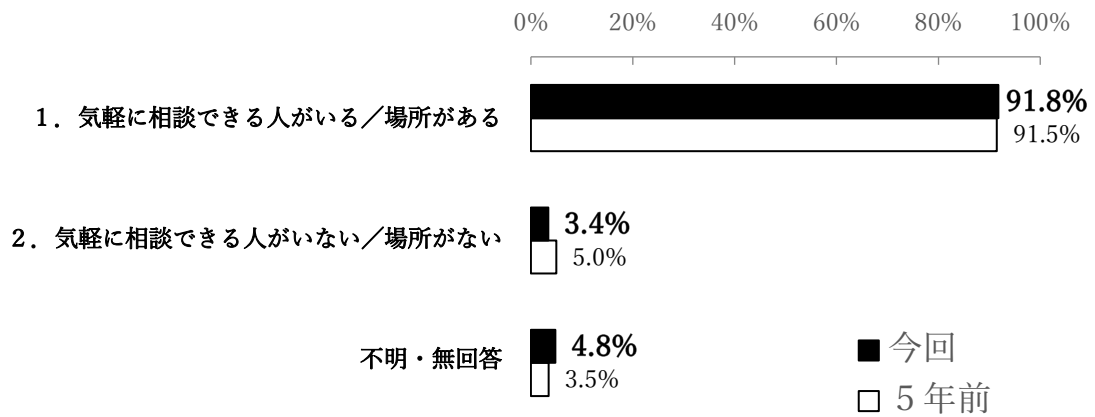
■日頃お子さんをみてもらっている状況



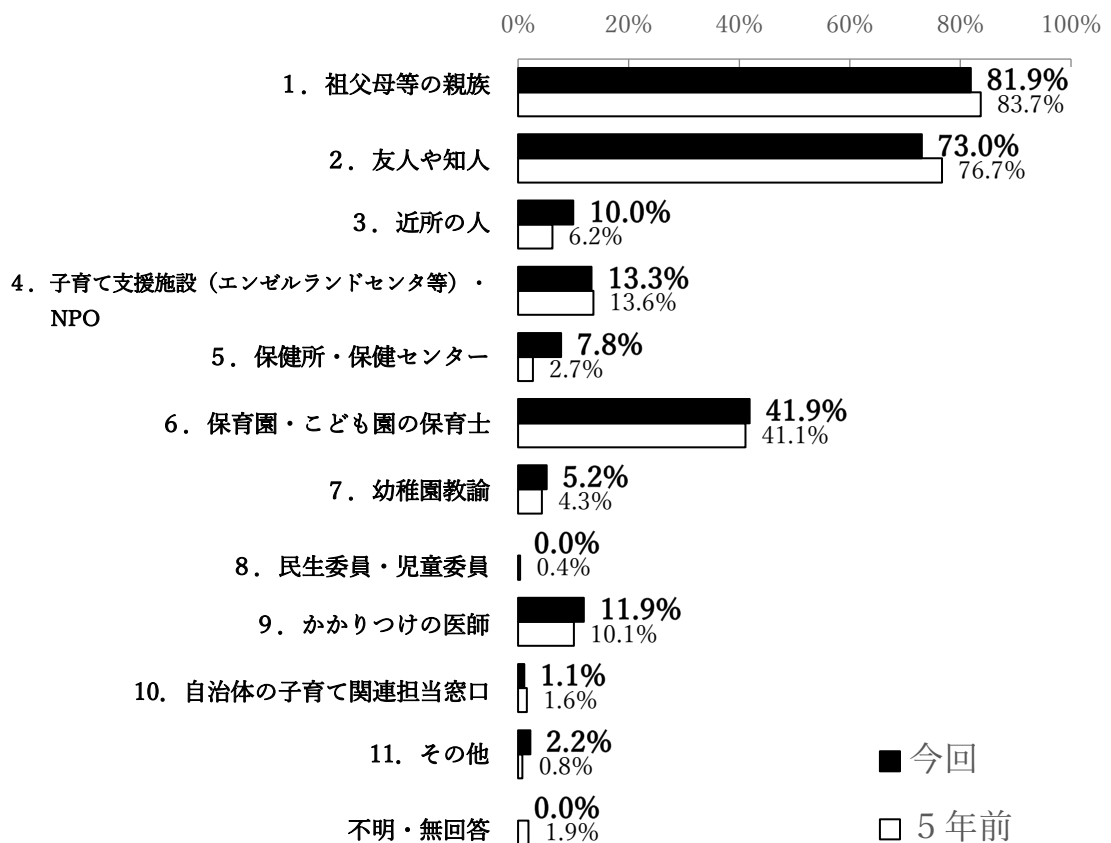
■祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況（複数回答）



## ■子育て関連の相談・情報提供

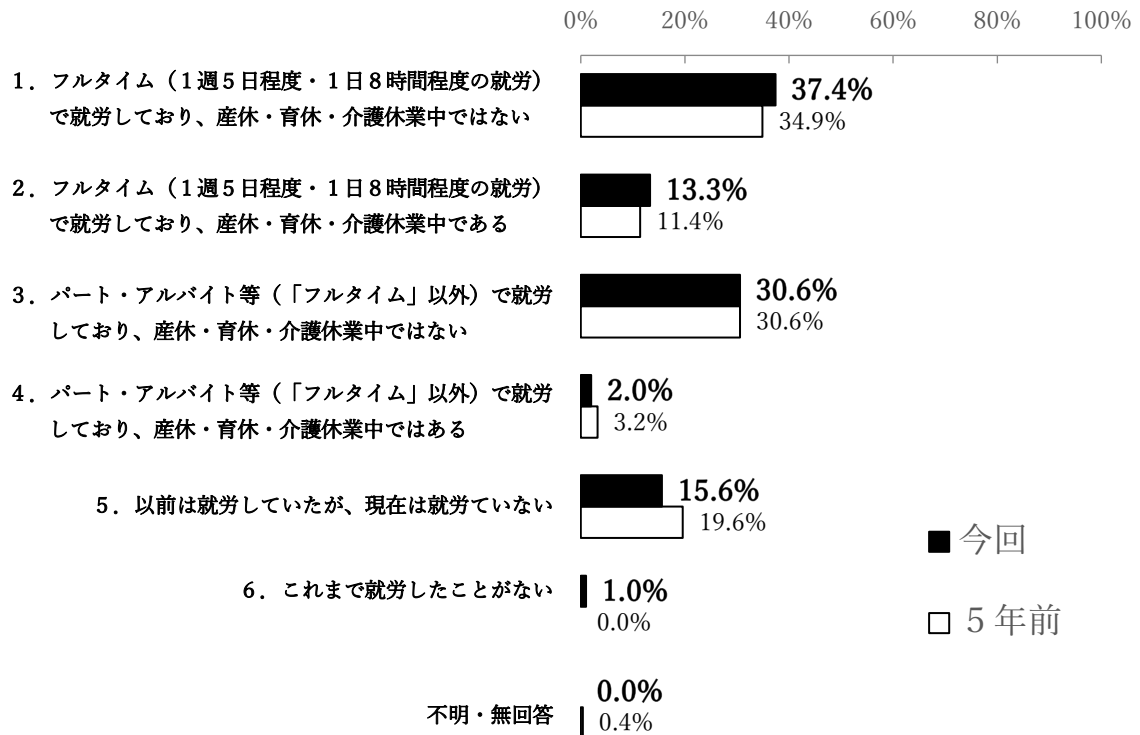


(複数回答)

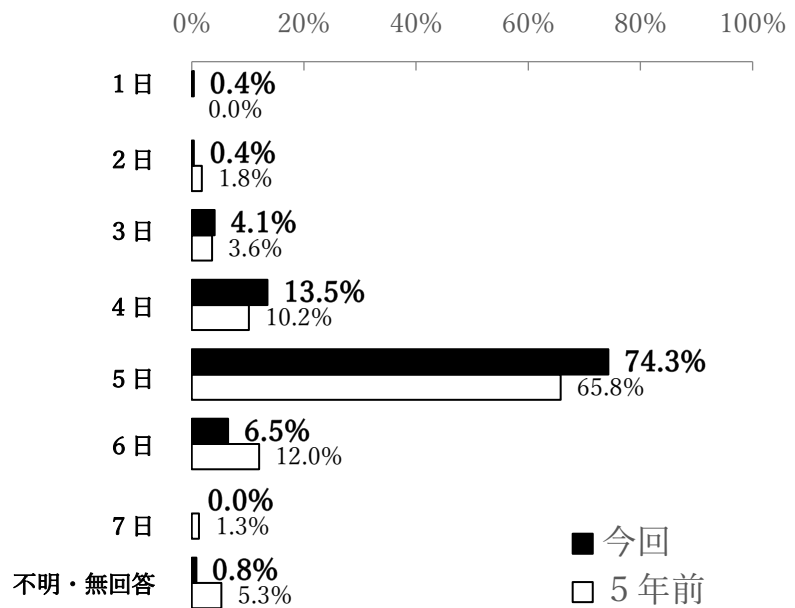


## 【保護者の就労状況について】

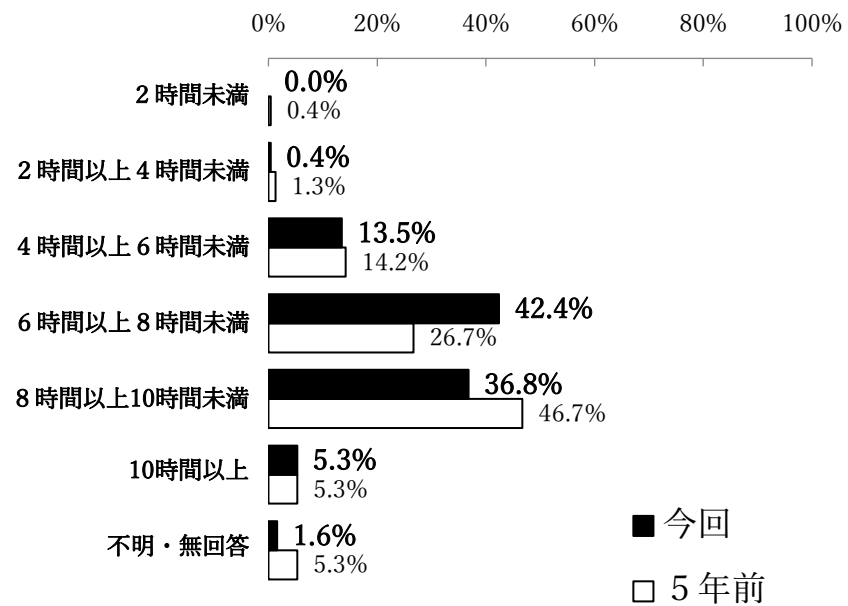
### ■母親の就労状況



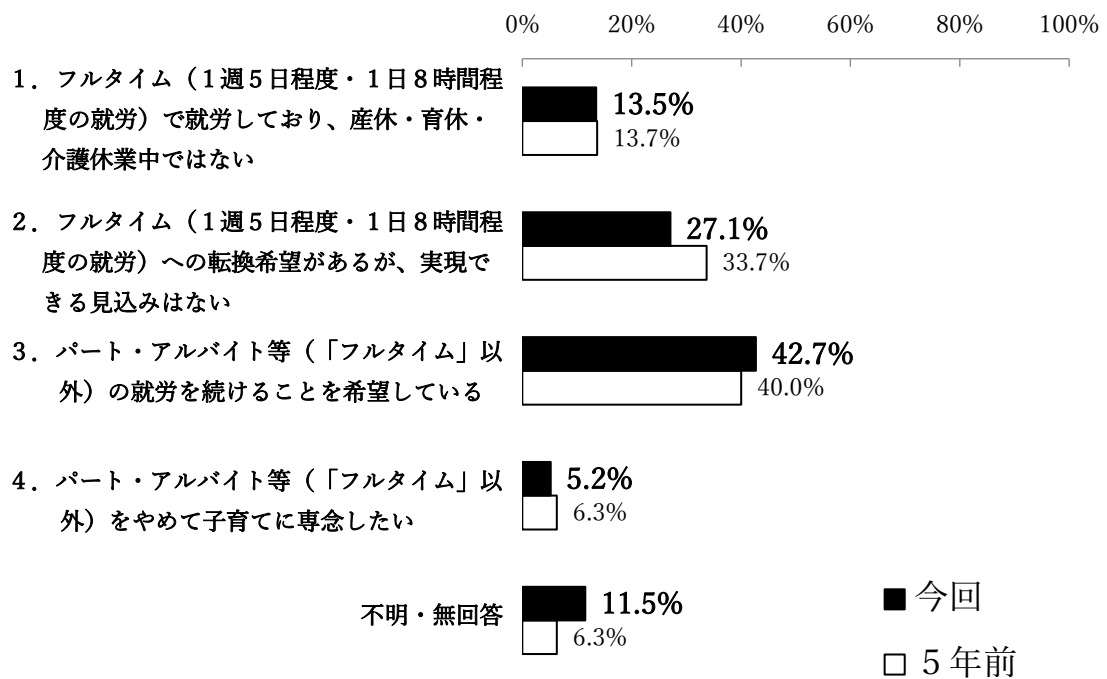
### ■就労日数の現状



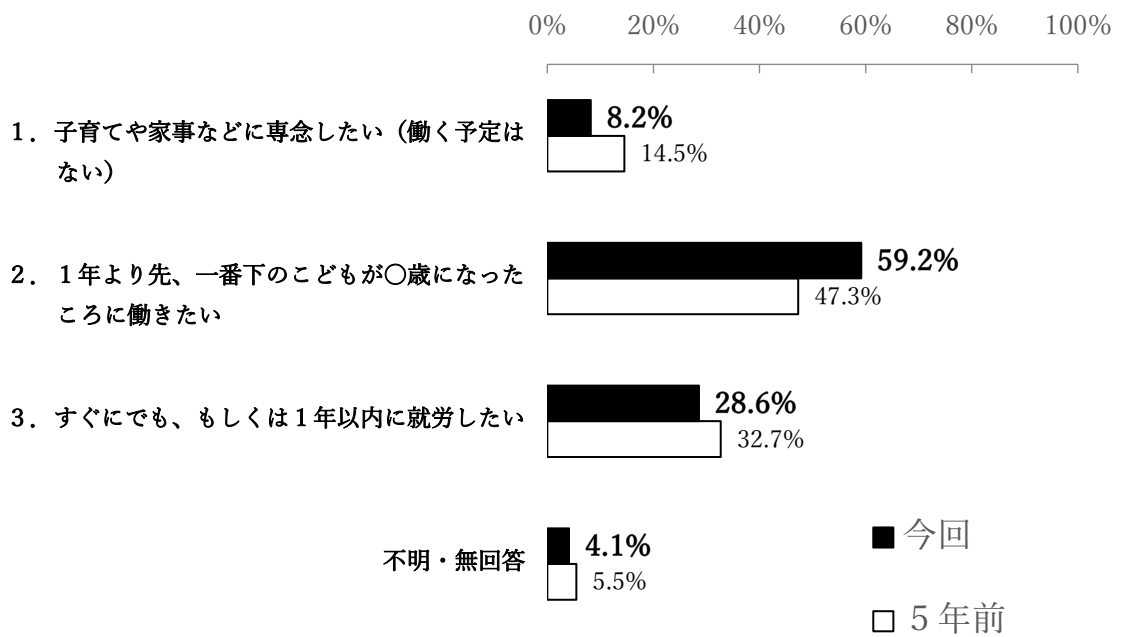
## ■母親の一日あたりの就労時間



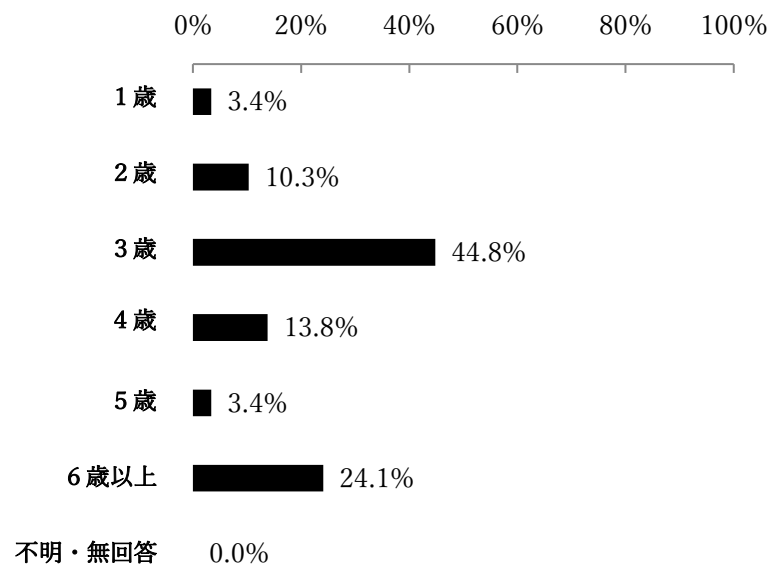
## ■母親のフルタイムへの転換希望



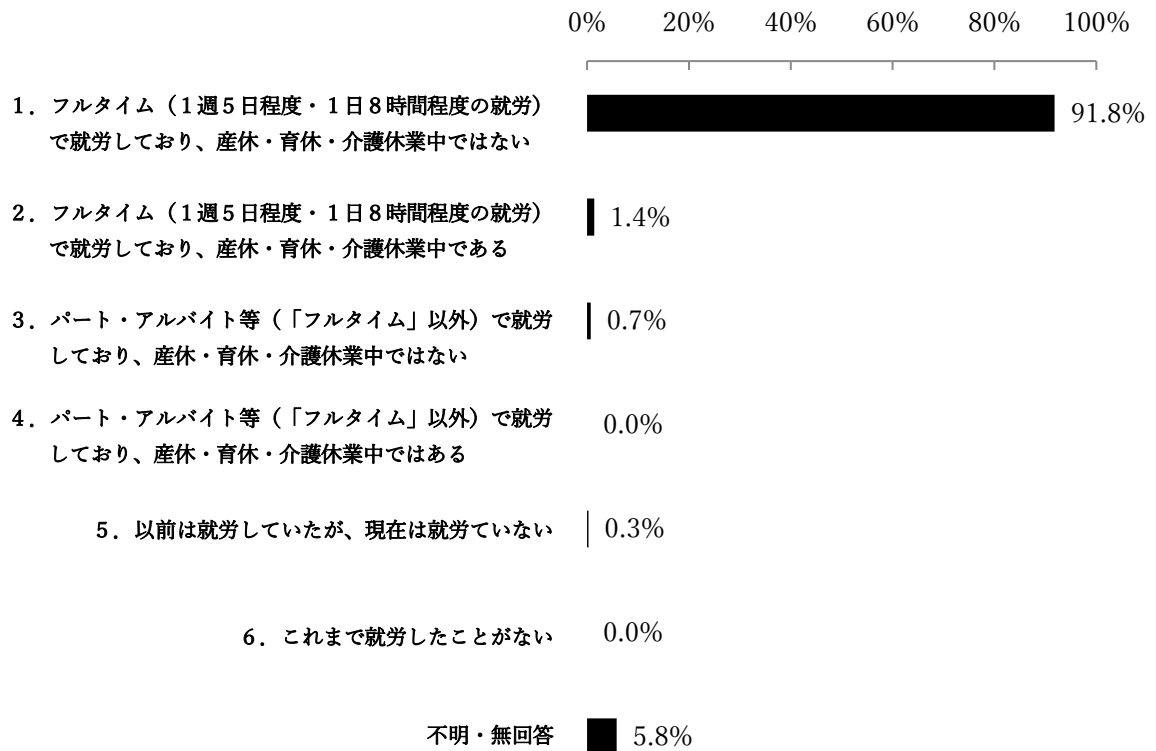
### ■母親の就労希望



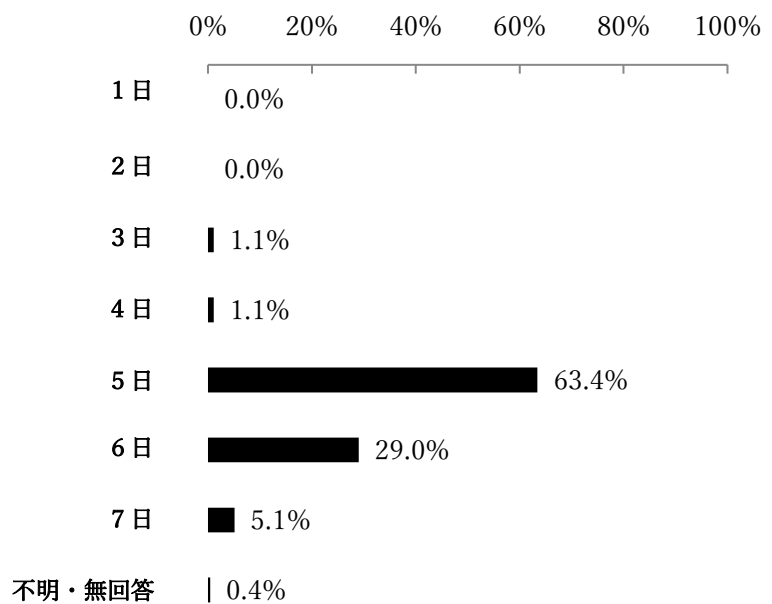
### ■上記質問で2を選択した方の就労時のこどもの年齢



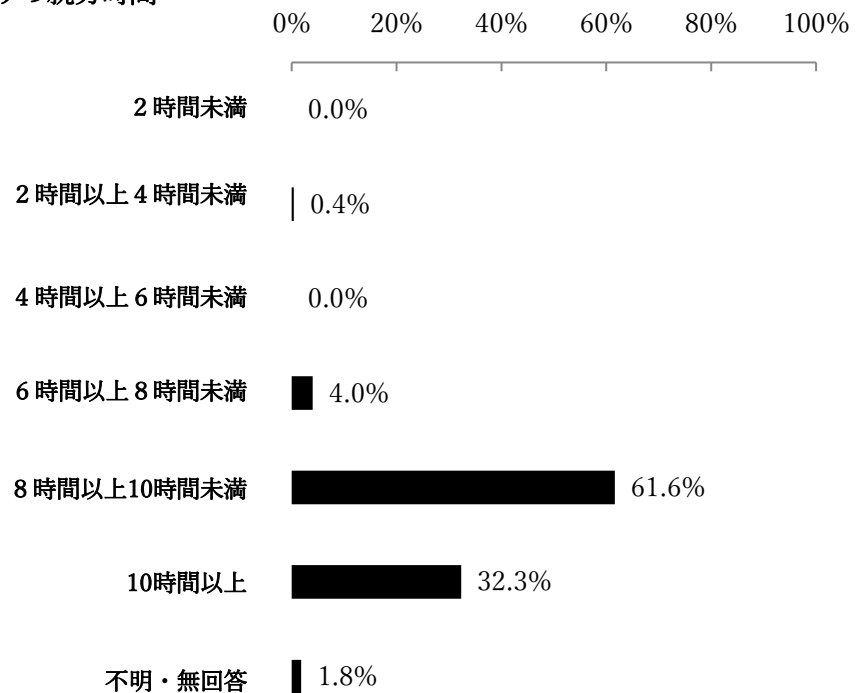
## ■父親の就労状況



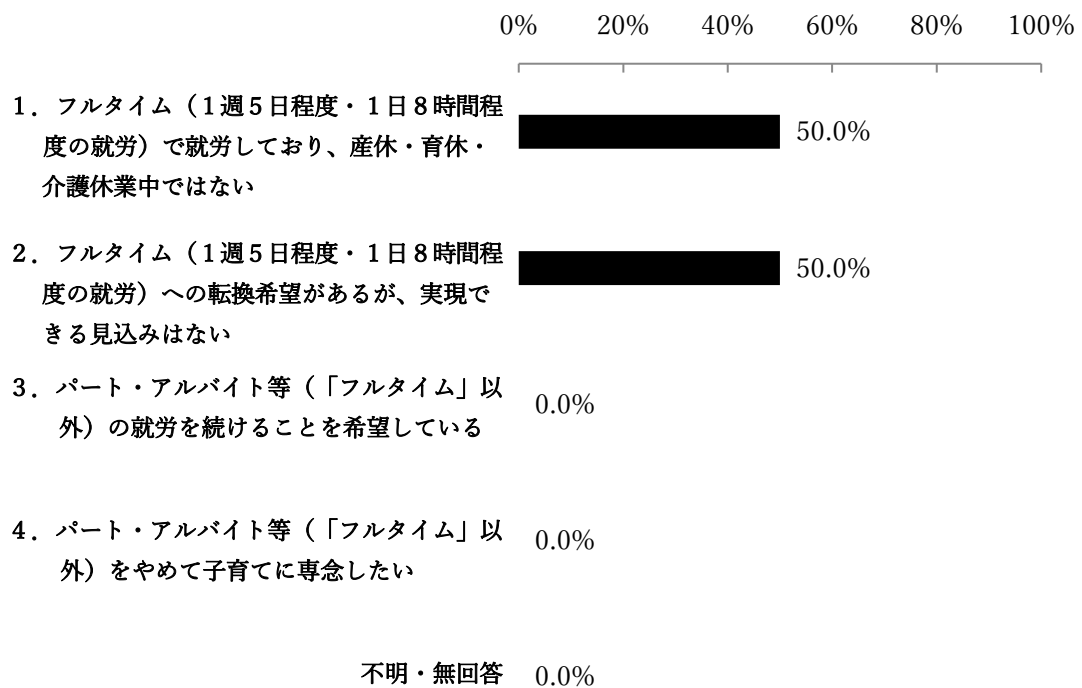
## ■就労日数の現状



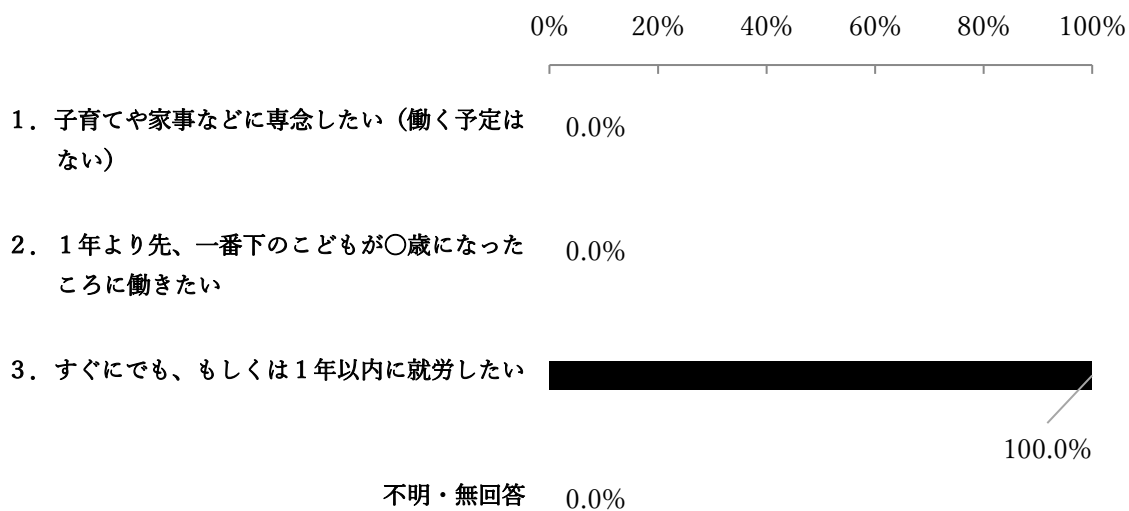
### ■父親の一日あたりの就労時間



### ■父親のフルタイムへの転換希望

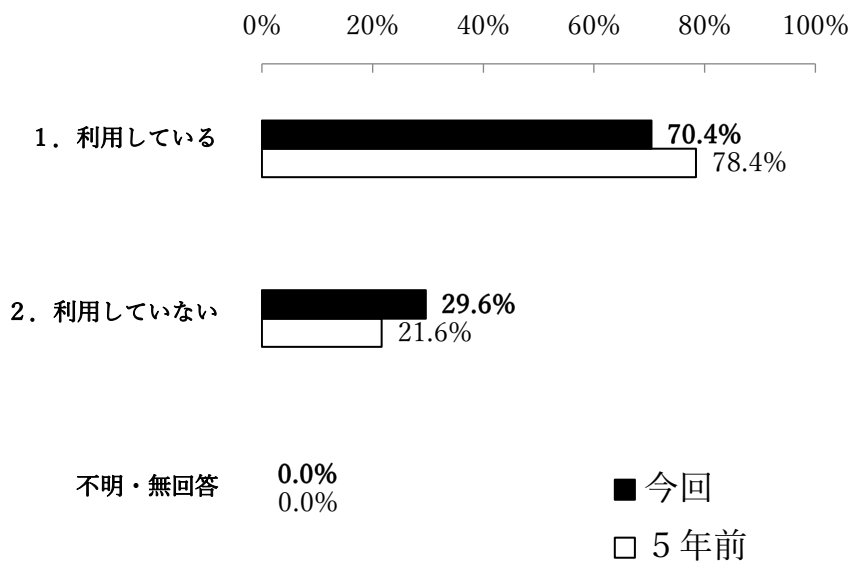


## ■父親の就労希望

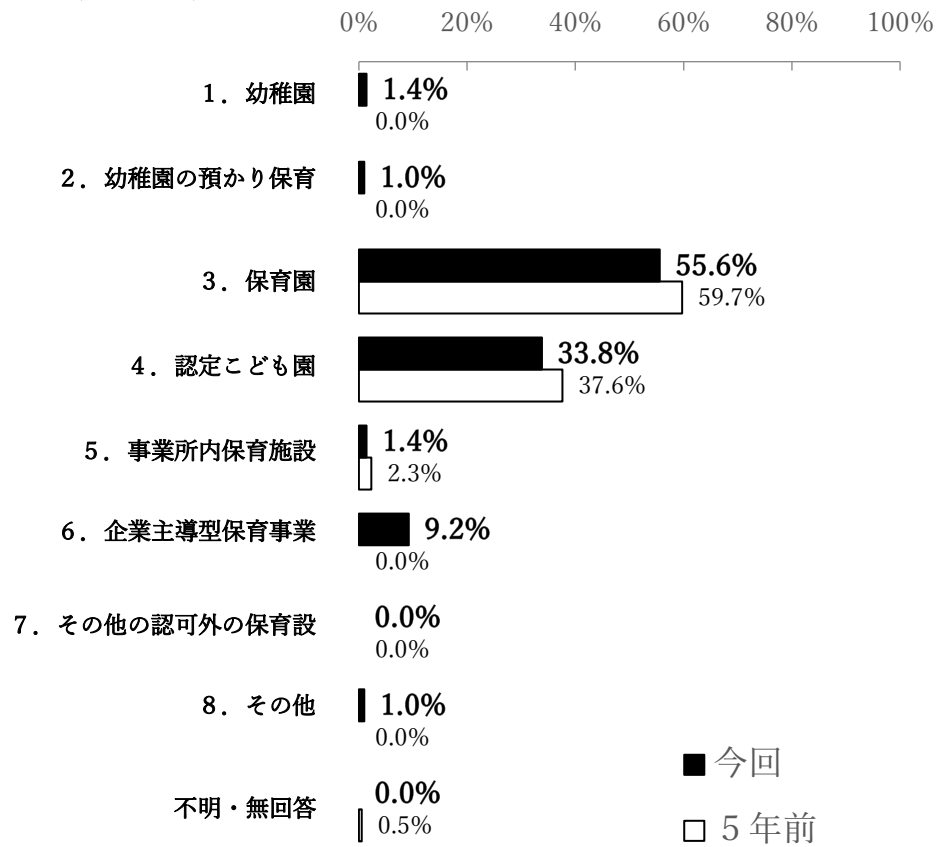


## 【保育園等の利用について】

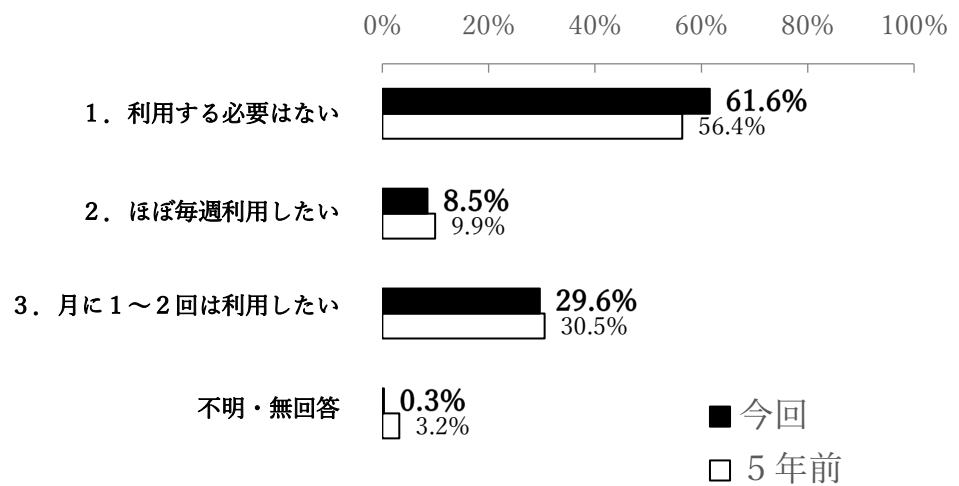
### ■保育園等の利用状況



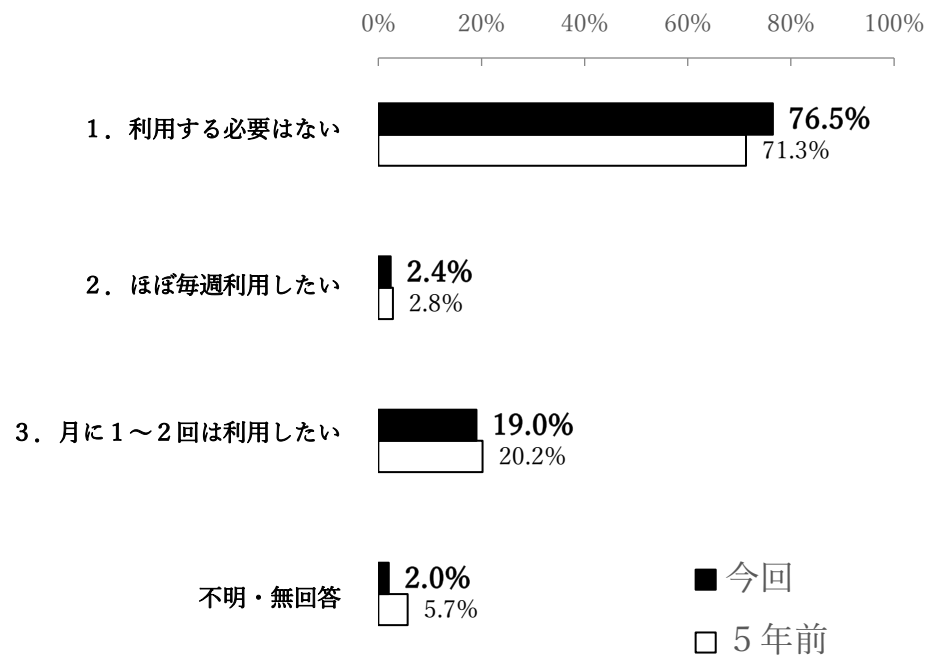
■利用施設の状況（複数回答）



■土曜日の保育園等の利用希望

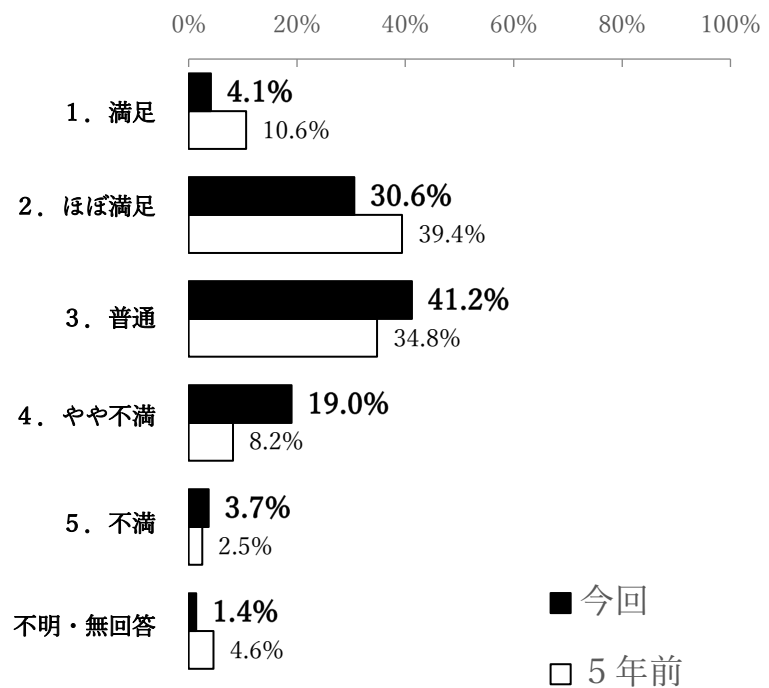


■日曜日・祝日の保育園等の利用希望等



【子育て環境の満足度について】

■子育ての環境や支援への満足度



## 5 小布施町の子ども・子育て支援における課題

- (1) 少子化や夫婦共働き世帯の増加、核家族化など、家族のあり方や家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての状況は大きく変化しており、子育ての負担や不安、孤立感を抱える家庭が増えている傾向があります。保護者自身が悩みを抱え込んでしまうことのないように、保護者の孤立を防ぎ、身近に子育てについて相談ができる体制を強化することが必要です。さらに、妊娠期からこどもが18歳になるまでの切れ目のない支援や、複雑化かつ深刻化した相談内容への対応についても、子育て世代包括支援センターや子ども家庭支援センターが中心となり、一層の機能強化や関係機関との連携強化を行う必要があります。

さらに、小布施町の特徴として以下の2点が挙げられます。総合計画によると、子育て世帯を0～9歳・30～39歳とすると、小布施町の令和元(2019)年から令和5(2023)年におけるこども0～9歳、30～39歳の社会増減(転出入)の平均人数は0～9歳が34人、30～39歳も34人、転入が転出を上回っています。また、5年前の調査と比較し、一家庭あたりのこどもの人数が2人以上の世帯割合が増えています。

町に暮らす様々な家庭が、働きながら子育てできる環境を整えていくためには、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、仕事と子育てが両立できる社会の実現を目指すとともに、必要なときに必要な保育サービスを十分に利用できる体制を充実させる必要があります。また、子育て支援施策として実施している一時保育事業、病児・病後児保育事業やエンゼルランドセンター等の保育サービスについても、多様化する家族形態やニーズに対応できるよう事業の充実や利便性の向上が求められます。

- (2) アンケート結果によると、小学校での放課後の過ごし方について、保護者の約6割が低学年時(高学年では約4割)に放課後児童クラブと回答しています。居場所に対する多様なニーズが高まっていくことが予想され、こどもの声(視点)である「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点に立った多様な居場所づくりを検討する必要があります。

- (3) 母親の就労状況を見ると、フルタイムの就労状況が約5割強、パートタイムは約3割が就労しており、そのうち7割を超える保護者が1週5日程度働いている状況がみられます。また、現在就労していない場合であっても今後の就労を希望する人は多く、利用したい教育・保育サービスとして「保育所」が6割で、「認定こども園」が5割となっています。

これらの状況から、保育ニーズは今後も拡大もしくは高い状況が続くことが予想され、特に3歳未満の低年齢児における保育利用が求められています。こどもの数の動向

や保護者の保育利用希望の傾向を適切に見据え保育士不足への対応や保育士の待遇や環境の整備等による量の確保とともに、質を高めていく必要があります。

(4) 児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、相談対応にあたる職員の専門性の向上に努め、関係機関の連携体制の強化を図りながら、こどもや保護者に寄り添う支援の取り組みを進めます。また、支援を必要とするこどもや、困難を抱えた家庭のこどもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や支援の取組、こどものライフステージにあわせた行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が連携して支援する体制の構築を進めます。

(5) 共働き家庭やひとり親家庭の増加、核家族化、リモートワーク等の進展により家族の形態が大きく変容を遂げ、子育てや教育に関わる親世代の負担感は大きくなる傾向があります。今後もこの傾向は続くことが予想される中で、地域ぐるみでこどもを取り巻く環境を支え、これからの時代に合った子育て支援、家庭支援のあり方を検討・実践していくことが求められています。

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

## 居心地よく住み続けたいくなるまち

第七次小布施町総合計画では3つの理念でまちづくりを推進します。第三期小布施町子ども・子育て支援事業計画ではそのうちの一つ「居心地よく住み続けたいくなるまち」を基本理念として各事業への取り組みを進めてまいります。

### 2 基本目標

第三期小布施町子ども・子育て支援事業計画では第七次小布施町総合計画の理念の下、第二期小布施町子ども・子育て支援事業計画の基本目標を踏襲しつつ、令和5年度に実施したアンケートで寄せられた意見等を参考に「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進」「こどもの健やかな体としなやかな心を養う、教育・保育環境の整備」「支援を必要とする子どもと家庭への支援の充実」「子どもを大切にするまちづくり」の4つを基本目標として各事業への取り組みを進めてまいります。

# 基本理念

居心地よく住み続けたいなるまち

## 基本目標 第七次総合計画

安心して出産・子育て  
ができるまち

質が高く、特色ある  
保育や学びのあるまち

誰一人取り残されること  
なく、安心して学べるまち

こどもを地域で見守り  
育むまち

## 基本目標 第三期子ども・子育て支援事業計画

妊娠期から子育て期にわたる  
切れ目ない支援の推進

こどもの健やかな体と  
しなやかな心を養う、  
教育・保育環境の整備

支援を必要とする  
こどもと家庭への支援の充実

こどもを大切にする  
まちづくり

| 基本目標                                                 | 施 策                                                                            |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <b>妊娠期から子育て期<br/>にわたる切れ目ない<br/>支援の推進</b>             | <b>・利用者支援事業</b><br>身近な場所での相談や情報提供、助言及び連携・協働の体制づくり                              |
|                                                      | <b>・時間外保育(保育園での延長保育)</b><br>保育標準時間として提供される 11 時間を超えて保育を行う事業                    |
|                                                      | <b>・一時預かり事業(一時保育)</b><br>臨時的、緊急的に家庭での保育が困難になったこどもを預かる事業                        |
|                                                      | <b>・病児・病後児保育事業</b><br>病院・保育園等の専用スペースにおいて一時的に保育する事業                             |
|                                                      | <b>・産後ケア事業</b><br>医療機関等でアドバイスや育児相談等が受けられる事業                                    |
|                                                      | <b>・妊婦健康診断</b><br>妊産婦に対して健康診査を行う事業                                             |
|                                                      | <b>・妊婦等包括相談支援事業</b><br>妊娠から出産まで切れ目ない支援を行う事業                                    |
|                                                      | <b>・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)</b><br>就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度                |
|                                                      | <b>・放課後児童健全育成事業</b><br>適切な遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図る事業                               |
|                                                      | <b>・乳児家庭全戸訪問事業</b><br>乳児のいる家庭を訪問し相談および情報提供を行う事業                                |
|                                                      | <b>・地域子育て支援拠点事業</b><br>エンゼルランドセンターを拠点として実施                                     |
|                                                      | <b>・ファミリー・サポート・センター事業</b><br>多様化する子育てニーズに対応し、相互援助活動を促進する事業                     |
| <b>こどもの健やかな体<br/>としなやかな心を養<br/>う、教育・保育環境<br/>の整備</b> | <b>・乳幼児相談事業</b><br>毎月 1 回、保健師・栄養士が乳幼児の発育等の相談を行う事業                              |
|                                                      | <b>・子育て生活における就労支援</b>                                                          |
|                                                      | <b>・幼児期の教育・保育の安定した提供</b><br>地域ニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、教育・保育施設及び地域型保育事業を推進 |
|                                                      | <b>・実費徴収に係る補足給付を行う事業</b>                                                       |
|                                                      | <b>・食育の推進</b>                                                                  |
|                                                      | <b>・外国語（英語）教育の充実・強化</b>                                                        |

| 基本目標                  | 施 策                                                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援を必要とするこどもと家庭への支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て短期支援事業(ショートステイ)<br/>保護者の疾病等により、養育が困難な場合に、こどもを預かる事業</li> </ul>            |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯訪問支援事業<br/>家事や育児への支援を行い、環境を整えることで、虐待リスクを未然に防ぐ事業</li> </ul>             |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会<br/>支援が必要な児童・家庭への迅速な支援のため関係機関が連携</li> </ul>                    |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の推進</li> </ul>                                                        |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援等心のサポート<br/>社会復帰の支援や、本人や家族の心のサポートを行う事業</li> </ul>                    |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活支援員、強化学習支援員の配置<br/>不登校等の悩みをもつ児童や保護者の相談、生活指導を行うことのできる生活支援員を配置</li> </ul> |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮家庭のこどもの学習・生活支援</li> </ul>                                               |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校外の活動場所としての中間教室の配置</li> </ul>                                              |
| こどもを大切に<br>するまちづくり    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の一体的提供の推進</li> </ul>                                                   |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・こども園の合同研修に対する支援</li> </ul>                                              |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い幼児期学校教育・保育、地域に子育て支援の役割及びその推進</li> </ul>                                 |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・認定こども園と小学校・中学校との連携</li> </ul>                                           |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年健全育成の推進</li> </ul>                                                       |

## 第4章 事業計画

### 1 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本町では、国の基本指針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和5年度に実施した「小布施町の子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数と潜在家庭類型別将来児童数の推計

#### 【推計児童数】

第七次小布施町総合計画の将来人口推計を基に算出しています。

（単位：人）

| 年齢    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0     | 74    | 74    | 73    | 73     | 72     |
| 1-2   | 146   | 145   | 144   | 143    | 142    |
| 3-5   | 262   | 261   | 269   | 267    | 256    |
| 6-11  | 582   | 579   | 576   | 573    | 571    |
| 12-14 | 308   | 306   | 304   | 303    | 302    |
| 15-17 | 314   | 312   | 310   | 309    | 308    |

【潜在家庭類型別将来児童数の推計】

推計児童数に、潜在家庭類型別割合を乗ずることで、潜在家庭類型別児童数を算出しました。ここでは、令和7年の潜在家庭類型別児童数を算出します。

| 家庭類型集計結果 |                 | 将来<br>児童数 | 潜在家庭<br>類型別<br>割合 | 潜在家庭<br>類型別<br>将来児童数 |
|----------|-----------------|-----------|-------------------|----------------------|
| タイプA     | ひとり親            | 262人      | 8.3%              | 22人                  |
| タイプB     | フルタイム×フルタイム     |           | 41.4%             | 108人                 |
| タイプC     | フルタイム×パートタイム（長） |           | 40.1%             | 105人                 |
| タイプC'    | フルタイム×パートタイム（短） |           | 0.6%              | 2人                   |
| タイプD     | 専業主婦（夫）         |           | 9.6%              | 25人                  |
| タイプE     | パート（長）×パート（長）   |           | 0.0%              | 0人                   |
| タイプE'    | パート×パート（いずれかが短） |           | 0.0%              | 0人                   |
| タイプF     | 無業×無業           |           | 0.0%              | 0人                   |

※「単位：人」は利用人数を示しています。

「単位：人日」は延べ利用人数を示しています。

## 基本目標：妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

家庭の形態が多様化している現状やニーズを踏まえ、保護者が妊娠期から出産、乳幼児期など育児や養育についての子育て相談窓口や情報提供の充実など、子育て家庭の孤立や負担感を軽減し、子育て家庭を支えるニーズに沿った支援を推進し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

### (1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

#### 【確保の方策・今後の展開】

- ① エンゼルランドセンターにおいては、日常の活動の中で育児相談やサービスに関する情報提供を行っています。
- ② 令和6年4月から小布施町教育委員会子ども課子ども家庭支援係内に「子ども家庭支援センター」を設置しました。お子さんと子育て家庭の『総合窓口』として、専門の相談員を配置し、保健センターの保健師などとも連携しながら、妊娠期からお子さんが18歳になるまで切れ目ない支援を続けていきます。
- ③ 母子健康手帳交付時、保健師が全妊婦対象に面接を実施し、妊娠期から子育て期までの相談に応じるとともに、子育てに関するサービスの情報提供を行っています。
- ④ 町職員が日常的に保育園・幼稚園等の利用をはじめ各種制度やサービスについて、保護者からの問い合わせや相談に応じるとともに、子育て家庭のニーズにあった情報提供を行っています。
- ⑤ 3歳児健診以降のお子さんの成長の確認をする機会として令和7年度から「5歳児スマイル相談」を実施します。保護者へお子さんの発達の様子や子育てについての心配事や相談についてのアンケートを実施し、教育支援相談員、心理士、保健師、療育コーディネーター、作業療法士など専門チームで保育園や認定こども園を巡回・情報提供を行います。

(単位：箇所)

| 年度    | 令和 7 年度                                                                                             | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み | 3                                                                                                   | 3       | 3       | 3        | 3        |
| 確保方策  | 「基本型」<br>① エンゼルランドセンター<br>「こども家庭センター型」<br>② 子ども家庭支援センター（教育委員会子ども課）<br>③ 保健センター兼子育て世代包括支援センター(健康福祉課) |         |         |          |          |

#### 「基本型」

こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

#### 「こども家庭センター型」

母子保健（健康福祉課）と児童福祉（教育委員会子ども課）が連携・協働して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します

## (2) 時間外保育（保育園での延長保育）

通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

利用先：わかば保育園、つすみ保育園、認定こども園栗ガ丘幼稚園

#### 【確保の方策・今後の展開】

引き続き時間外保育に取り組むことにより、量の見込みの確保を図ります。

(単位：人)

| 年度       | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|----------|---------|---------|---------|----------|----------|
| ①量の見込み   | 257     | 256     | 260     | 258      | 251      |
| ②確保方策    | 257     | 256     | 260     | 258      | 251      |
| 過不足(②—①) | 0       | 0       | 0       | 0        | 0        |

#### ●量の見込みの計算方法

「各年の 0 歳から 5 歳以下の推計児童数(人)」に「潜在家庭類型(割合)」を乗じ、算出された「家庭類型別将来児童数(人)」に「利用意向率(割合)」を乗じることで算出しました。

### (3) 一時預かり事業（一時保育）

保育園に入園していない乳幼児（生後8カ月以上）で、一時的・断続的に家庭で育児が困難となった場合、エンゼルランドセンターなどで一時的に保育を行う事業です。

#### 【確保の方策】

家庭の状況に応じたニーズに対応できるように人員体制の確保に努めながら、引き続き事業を実施します。

（単位：人日）

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 180   | 180   | 180   | 180    | 180    |
| ②確保方策    | 180   | 180   | 180   | 180    | 180    |
| 過不足(②－①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### ●量の見込みの計算方法

令和5年の利用実績を参考に、今後見込まれる必要児童数及び人口推計を考慮し数値を算出しました。

### (4) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育とは、児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育園・医療機関等に敷設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービスです。

#### 【確保の方策・今後の展開】

町内外の病児・病後児保育施設と連携し実施します。

アンケート結果でも本事業の充実を求める声が多く寄せられました。保護者が安心してこどもを預け、仕事をするためには必要な事業であるため、利用枠の拡大を目指します。そのための方策として、関係機関との協議を進めながら、新園舎の建設に合わせた施設整備や、人員体制の確保を検討します。

また、利用希望の声は高いものの実際の利用者が少ないことから、量の見込みの算定は少なくなっています。近隣の市町村の動向も参考にしながら、利便性の向上についても併せて検討します。

#### 利用先

##### ① 小布施町内の病児・病後児保育施設

ア 実施施設：みらいく小布施

イ 対象者：病児の場合1歳～未就学児、病後児の場合6か月～未就学児

ウ 定 員：1日2人

エ 利用料金：2,000 円（給食、おやつ込）

オ そ の 他：利用までに事前登録

- ② 長野地域連携中枢都市圏事業において、圏内の施設を相互利用ができるように実施しています。

ア 広域利用実施施設

長野赤十字病院 病後児保育室『ゆりかご』（長野市）

さかた山風の子保育園（須坂市）

千曲中央病院 病児・病後児保育施設『あぷりこっこ』（千曲市）

長野松代総合病院 病児保育室『バオバブのおうち』（長野市）

長野篠ノ井総合病院 病児保育室『あいあい』（長野市）

飯綱町病後児保育室『はぐくみ』（飯綱町）

やすらぎ病児保育園（須坂市）

（単位：人日）

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 12    | 12    | 12    | 12     | 12     |
| ②確保方策    | 12    | 12    | 12    | 12     | 12     |
| 過不足(②－①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

●量の見込みの計算方法

「各年の0歳から5歳以下の推計児童数(人)」に「潜在家庭類型(割合)」を乗じ、算出された「家庭類型別将来児童数(人)」に「利用意向率(割合)」を乗じることによって算出しました。

## (5) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図り、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全に子育てができる環境を整える事業です。

### 【確保の方策・今後の展開】

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。これまでと同様の体制で事業を実施します。

(単位：人)

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 88    | 88    | 88    | 88     | 88     |
| ②確保方策    | 88    | 88    | 88    | 88     | 88     |
| 過不足(②－①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ●量の見込みの計算方法

「各年の推計産婦数（人）」×（「利用見込み産婦数（人）」÷「全産婦数（人）」）×  
「平均利用日数（日）」

## (6) 妊婦健康診断

妊婦の皆さんに健やかで安全な妊娠・出産をしていただくため、妊婦健康診査の費用を助成しています。長野県医師会加入の医療機関、長野県助産師会加入の助産所で利用できます。

### 【確保方策・今後の展開】

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。これまでと同様の体制で事業を実施します。

(単位：件)

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 980   | 980   | 980   | 980    | 980    |
| ②確保方策    | 980   | 980   | 980   | 980    | 980    |
| 過不足(②－①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ●量の見込みの計算方法

妊娠届出者数の実績から計画期間における妊娠届出者数を推計し、1人あたりの基本健診回数(14回)を乗じて算出しています。

## (7) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

### 【確保の方策・今後の展開】

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。これまでと同様の体制で事業を実施します。

(単位：人回)

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 210   | 210   | 210   | 210    | 210    |
| ②確保方策    | 210   | 210   | 210   | 210    | 210    |
| 過不足(②－①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ●量の見込みの計算方法

妊娠届出者数の実績から計画期間における対象者数を推計し、面談回数を乗じることで算出しました。

## (8) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる通園制度です。今後の国の動向を注視しながら、令和8年度からの実施に向け、取り組んでいきます。

### 【確保の方策・今後の展開】

事業実施は令和8年度から予定しています。本格実施に向けて、利用者の利用可能枠の設定や保育人材の確保、一時預かり事業との関係などを検討します。（令和7年度は受け入れ態勢が整い次第の事業実施となるため、下半期からの受入を想定しています。）

（単位：人日/月）

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 7     | 7     | 7     | 7      | 7      |
| 0歳児      | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 1歳児      | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 2歳児      | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| ②確保方策    | 7     | 7     | 7     | 7      | 7      |
| 0歳児      | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 1歳児      | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 2歳児      | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 過不足(②－①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ●量の見込みの計算方法

「各年の0歳から満3歳未満の未就園児数(人)」に「月一定時間(本事業の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定する。)」を乗じて「必要受入時間数」を算定し、「必要受入時間数」を「定員一人1月当たりの受入可能時間数(8時間×22日=176時間とする。)」除することで算出しました。

## (9) 放課後児童健全育成事業

保護者が昼間、家庭にいない児童（小学生）に対し、適切な生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的としている事業です。

利用先：小布施放課後児童クラブ

### 【確保の方策・今後の展開】

家庭の状況に応じたニーズに対応できるように人員体制の確保に努めながら、安定したサービス提供のため、民間委託等も検討していきます。

(単位：人)

| 年度       | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|---------|---------|---------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 186     | 183     | 183     | 183    | 182    |
| 小学校 1 年生 | 68      | 67      | 67      | 67     | 66     |
| 小学校 2 年生 | 43      | 42      | 42      | 42     | 42     |
| 小学校 3 年生 | 38      | 37      | 37      | 37     | 37     |
| 小学校 4 年生 | 29      | 29      | 29      | 29     | 29     |
| 小学校 5 年生 | 5       | 5       | 5       | 5      | 5      |
| 小学校 6 年生 | 3       | 3       | 3       | 3      | 3      |
| ②確保方策    | 186     | 183     | 183     | 183    | 182    |
| 過不足(②－①) | 0       | 0       | 0       | 0      | 0      |

●量の見込みの計算方法

令和 6 年度の登録実績を参考に、今後見込まれる必要児童数及び人口推計を考慮し数値を算出しました。

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【確保の方策・今後の展開】

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。これまでと同様の体制で事業を実施します。

(単位：人)

| 年度       | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|----------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み    | 70      | 70      | 70      | 70       | 70       |
| 確保方策     | 70      | 70      | 70      | 70       | 70       |
| 過不足(②－①) | 0       | 0       | 0       | 0        | 0        |

●量の見込みの計算方法

妊娠届出者数の実績から計画期間における妊娠届出者数を推計し、妊娠届出者数を事業対象者として見込んでいます。

## (11) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【確保の方策・今後の展開】

エンゼルランドセンターで実施しています。

働き方が多様化する中、本事業のニーズの高まりや、アンケートで寄せられた意見に対応できるような人員体制の整備を検討します。（また、令和7年度から月に数回程度の土曜日、日曜日の開所を検討します。）

（単位：人日）

| 年度       | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 |
| ②確保方策    | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 |
| 過不足(②－①) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

### ●量の見込みの計算方法

令和5年の利用実績を参考に今後見込まれる必要児童数及び人口推計を考慮し数値を算出しました。

## (12) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望するものと、当該援助を行うことを希望するものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【確保の方策・今後の展開】

利用者の意向を把握し、ニーズに対応できるような体制を整えとともに、各種広報による周知を行い、両方会員数の拡充を図ることにより、量の見込みを確保します。

（単位：人日）

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 84    | 84    | 84    | 84     | 84     |
| ②確保方策    | 84    | 84    | 84    | 84     | 84     |
| 過不足(②－①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ●量の見込みの計算方法

令和5年の利用実績を参考に今後見込まれる必要児童数及び人口推計を考慮し数値を算出しました。

### (13) 子育て生活における就労支援

子育てをしながら働く意欲のある方や様々な事情により現在は働いていない方の就労を支援します。

#### <取組実施状況>

ア 実施場所 エンゼルランドセンター

イ 開催日数 年8回（希望者がいない場合は中止）

ウ 相談員 長野県の地域就労支援センターのキャリアアドバイザー

## 基本目標：こどもの健やかな体としなやかな心を養う、教育・保育環境の整備

幼児期は、情緒的な安定や他者への信頼感の醸成、また、集団生活等により社会性を身に付け、豊かな感性、好奇心、探求心や思考力が養われる重要な時期です。

本町では、この重要な時期の、こどもの健やかな育ちを支えるため、家庭・地域・企業と連携を図り、多様な関わりによる豊かな体験機会を提供するとともに、保育の専門性の向上、施設設備の良質な環境の確保、発達段階に応じた教育・保育の提供を目指します。

### (1) 幼児期の教育・保育の安定した提供

子ども・子育て支援制度では、3つの認定区分に応じて、施設(保育園、認定こども園など)の利用先が決まっています。

1号認定　こどもが3歳以上で、保育の必要性がない場合  
利用先　認定こども園栗ガ丘幼稚園

2号認定　こどもが3歳以上で、保育の必要性がある場合  
利用先　わかば保育園、つすみ保育園、認定こども園栗ガ丘幼稚園

3号認定　こどもが3歳未満で、保育の必要性がある場合  
利用先　わかば保育園、つすみ保育園、認定こども園栗ガ丘幼稚園、企業主導型保育施設

#### 【確保方策の考え方・今後の展開】

保育ニーズの高まりから、令和6年度に2歳児の育休退園制度を廃止しました。さらに、令和7年度(2025年度)から、2歳未満児の育休退園制度を廃止します。

0,1歳児のこどもの保護者が、産休・育休明けの希望する時期に保育を利用できる環境をできる限り整えていくことが求められています。

そのため、町は保育士の確保や教育・保育施設の整備等を計画的に進めます。また、保育士の確保や教育・保育施設の整備等を必要に応じ実施するとともに、教育・保育施設の定員変更や企業主導型保育施設との連携の可能性等を検討します。

| 年度       |               | 令和7年度 |     |      |    | 令和8年度 |     |      |    |
|----------|---------------|-------|-----|------|----|-------|-----|------|----|
| 年齢       |               | 3-5歳  |     | 1-2歳 | 0歳 | 3-5歳  |     | 1-2歳 | 0歳 |
| 認定       |               | 1号    | 2号  | 3号   |    | 1号    | 2号  | 3号   |    |
| ①量の見込み   |               | 20    | 230 | 97   | 24 | 20    | 230 | 96   | 24 |
| ②確保方策    | 特定教育・保育施設     | 50    | 270 | 82   | 18 | 50    | 270 | 82   | 18 |
|          | 企業主導型保育施設の地域枠 | —     | —   | 15   | 6  | —     | —   | 15   | 6  |
| 過不足(②-①) |               | 30    | 40  | 0    | 0  | 30    | 40  | 1    | 0  |

| 年度       |               | 令和9年度 |     |      |    | 令和10年度 |     |      |    |
|----------|---------------|-------|-----|------|----|--------|-----|------|----|
| 年齢       |               | 3-5歳  |     | 1-2歳 | 0歳 | 3-5歳   |     | 1-2歳 | 0歳 |
| 認定       |               | 1号    | 2号  | 3号   |    | 1号     | 2号  | 3号   |    |
| 量の見込み    |               | 21    | 236 | 95   | 24 | 21     | 235 | 95   | 24 |
| 確保方策     | 特定教育・保育施設     | 50    | 270 | 82   | 18 | 50     | 270 | 82   | 18 |
|          | 企業主導型保育施設の地域枠 | —     | —   | 15   | 6  | —      | —   | 15   | 6  |
| 過不足(②-①) |               | 29    | 34  | 2    | 0  | 29     | 35  | 2    | 0  |

| 年度       |               | 令和11年度 |     |      |    |
|----------|---------------|--------|-----|------|----|
| 年齢       |               | 3-5歳   |     | 1-2歳 | 0歳 |
| 認定       |               | 1号     | 2号  | 3号   |    |
| 量の見込み    |               | 20     | 225 | 94   | 24 |
| 確保方策     | 特定教育・保育施設     | 50     | 270 | 82   | 18 |
|          | 企業主導型保育施設の地域枠 | —      | —   | 15   | 6  |
| 過不足(②-①) |               | 30     | 45  | 3    | 0  |

#### ●量の見込みの計算方法

潜在家庭類型別の将来児童数（人）に、今回実施したアンケートで保育園、認定こども園など利用したいと回答している利用意向率（割合）を乗ずることで、認定区分の量の見込みを算出しました。

## **(2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、対象となる家庭のこどもが、特定教育・保育等を受けた場合に、実費徴収をされている食事の提供に要する費用(副食費)について、費用の一部を補助する事業です。

## **(3) 食育の推進**

幅広い年代において、農や食に関わる体験や学習、共食など総合的な食育活動を推進し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、心身の健全な成長、生きる力を育みます。

## **(4) 外国語（英語）教育の充実・強化**

小布施学園コミュニティ・スクールの幼保小中一貫教育の構想のもと、認定こども園・保育園と小学校を訪問する ALT（英語指導補助）1人と中学校に ALT 1人を配置します。こどもたちが幼児期から外国語（英語）に親しみ、小・中学校を通してコミュニケーション能力を身に着け、今日の社会を生き抜くたくましさ、しなやかさの基礎力を養います。

### **<取組実施状況>**

- ・認定こども園、保育園の各3園を月1回、小学校を週4回訪問する ALT（英語指導補助）を1人配置
- ・小学校に英語教育指導員を1人配置
- ・中学校に ALT を1人配置

## 基本目標：支援を必要とするこどもと家庭への支援の充実

関係機関が連携し、特別に支援を必要とするこども及び家庭を早期に把握する体制を整え、総合的・継続的な支援を推進します。

### (1) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や精神的理由により、家庭での養育に困難が生じた場合に一時的にこどもを預かる事業です。

利用先：善光寺大本願乳児院(長野市箱清水 3 丁目 19 番 2 号)

松代福祉寮(長野市松代町東条 108 番地 2)

三帰寮(長野市屋島 2373 番地)

#### 【確保の方策・今後の展開】

今後必要となる可能性を十分に考慮し、状況に応じた提供体制を整備します。

(単位：人日)

| 年度       | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|----------|---------|---------|---------|----------|----------|
| ①量の見込み   | 12      | 12      | 12      | 12       | 12       |
| ②確保方策    | 12      | 12      | 12      | 12       | 12       |
| 過不足(②－①) | 0       | 0       | 0       | 0        | 0        |

#### ●量の見込みの計算方法

「各年の 0 歳から 5 歳以下の推計児童数(人)」に「潜在家庭類型(割合)」を乗じ、算出された「家庭類型別将来児童数(人)」に「利用意向率(割合)」を乗じることによって算出しました。

## (2) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

### 【確保の方策・今後の展開】

令和7年度からの新事業です。委託先事業所として、介護や福祉サービス事業所や、児童発達支援事業や保育事業の事業所を想定しています。家庭の状況に応じ、家事・育児についての支援ニーズに対応できるよう体制整備を図っていきます。

(単位：人日)

| 年度       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 47    | 47    | 47    | 46     | 46     |
| ②確保方策    | 47    | 47    | 47    | 46     | 46     |
| 過不足(②－①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ●量の見込みの計算方法

「各年の0歳から17歳以下の推計児童数(人)」×(「対象世帯数(世帯)」÷「令和6年3月末時点の0歳から17歳以下児童数(人)」)×「平均利用日数(日)」

## (3) 要保護児童対策地域協議会の運営

地域において継続した支援や相談等を充実するために、関係機関や庁内関係部署と連携し、児童虐待の状況の把握や虐待の状況に応じた適切な相談対応等を行う体制の強化を進めます。

また、児童相談所をはじめとした、関係機関との連携を更に強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能の充実を図ります。

### <取組実施状況>

#### ① 小布施町要保護児童対策地域協議会

- |                |      |
|----------------|------|
| ア 代表者会議        | 年1回  |
| イ 児童虐待実務担当者的会議 | 年2回  |
| ウ 個別ケース検討会議    | 随時開催 |

## ② 具体的な内容

- ア 小布施町要保護児童対策地域協議会の活動を軸に、情報の共有と関係機関の連携を図り、組織的かつ専門的に対応しています。
- イ 児童虐待を予防するため、母子健康手帳交付時や健診時、また、乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業や医療機関との連携を通じて、こどもの養育に不安を抱える家庭・虐待リスクを早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、子育て短期支援事業や子育て世帯訪問支援事業等を利用し、適切な支援に繋がります。
- ウ 児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携し、被虐待児童及びその家庭に寄り添い、家庭の絆の回復と自立への支援を行っています。
- エ 広報誌・町公式 SNS・啓発チラシ・ポスター等による児童虐待防止の広報・啓発を行っています。

### 【課題・今後の展開】

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性の強化のため資質向上を図っていきます。また、関係機関の連携強化や地域住民への周知を図っていきます。

## (4) 特別支援教育の推進

配慮が必要な児童・生徒への対応として、職員へのスーパーバイズやカンファレンスを行い、適切な支援の充実を図ります。

## (5) ひきこもり支援等心のサポート

ひきこもっている人の社会復帰をはじめ本人や家族の心の健康相談支援を行うため、心のサポート相談を実施します。ひきこもりや不登校のほか、勤め先、家庭内等でのさまざまな問題から心の不調に悩む人に対するカウンセリングなど、相談員（精神保健福祉士）や保健師、関係機関等と連携して支援を行います。また、「小布施町いのちを守るネットワーク推進計画」に基づき、心の健康問題やストレスからの予防と自殺対策の重要性と必要性について学ぶゲートキーパー養成研修会・SOS の出し方研修会・こころの健康づくり講演会等を開催します。

## (6) 学校生活支援員の配置、教科学習支援員の配置

不登校や登校しぶり等学校や家庭で悩みをもつ児童、保護者を対象に相談活動、生活指導を行うことができる生活支援員を配置します。また、児童が十分に力をつけることができる環境を整え、支援するために特別支援教育支援員を配置するほか、小学校6年生に少人数学習として、学力向上に向けて教科学習支援員を配置します。

## (7) 通級指導教室の設置

栗ガ丘小学校に令和3年度言語通級指導サテライト「ことばの教室」、令和6年度にはLD等通級指導教室サテライト「学びの教室」を設置しました。令和7年度からは栗ガ丘小学校と小布施中学校内にLD等通級指導教室を設置します。

特別な教育的ニーズのあるこどもたちが、通常の学級に在籍しながら、週に必要な応じた授業数、通級による指導を受けます。こどもたち一人一人きめ細やかな指導を行うことで、その子がもっている力を最大限に発揮し、学習上または生活上の困り感を軽減しながらともに学び合うインクルーシブな教育の実現に向けた環境を整えていきます。

※「サテライト」…指導者が小学校や中学校に赴き、特別な教育的ニーズのあるこどもたちが1時間程度の専門的な授業を受ける教室のこと。

## (8) 生活困窮家庭のこどもの学習・生活支援

経済面や家庭環境の課題がある世帯のこどもを対象に、生活習慣や学習習慣の支援を行います。こどもが将来自立できることや世帯が孤立しないよう繋がりを作り、世帯を丸ごと支援することを目的に、こども一人一人、その子に合ったサポートを一緒に考え、組み立て実施します。

### <取組実施状況>

ア 実施事業者 小布施町社会福祉協議会

イ 具体的な内容

- ・ こどもの希望を尊重し、様々な学びと自立に必要な力をつける内容  
(例) 学びなおしや宿題のサポート、電車の乗り方、受験する学校への同行や面接の練習、調理実習、掃除や洗濯の仕方など
- ・ サポーター（学習生活支援協力員）が有償ボランティアでサポートを実施。1回2時間以内、週1回程度

## (9) 生活困窮家庭のこどもの学習・生活支援

学校へ行きづらくなっていたり、行けない状態が続いていたりする小中学生の学校外の活動場所として、中間教室アクティビティ・ベース（AB 教室）を北斎ホール内に設置しています。「ひとつの活動拠点となり、こどもたちの活動や取組を支援する」というねらいのもと、支援員が学習支援や活動支援を行っています。引き続き事業を継続しながら、人員体制の確保や支援内容の充実、教室の設置場所等、利便性の向上について検討します。

### <取組実施状況>

- ア 設置場所 北斎ホール内集会室
- イ 開設日 月曜日～金曜日 9時～12時
- ウ 休業日 小中学校の休業日（土日祝・長期休み）

## 基本目標：こどもを大切にするまちづくり

教育・保育の一体的提供の推進を図り、児童が幼稚園・保育所等から小学校、中学校生活への円滑な繋ぎを継続して推進します。保育士、教職員が教育・保育に対しての相互理解を深めるため、小布施学園一貫教育グランドデザインに基づき「幼保小中一貫」して、それぞれの立場で積極的に連携・実施します。

### (1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

保育の必要性の認定を受けた3歳以上児及び3歳未満児で住民税非課税世帯のこどもが幼稚園（新制度未移行）、預かり保育事業、認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター）などを利用した場合に幼児教育・保育の無償化相当額を給付する事業です。

各施設と連携を図るとともに、制度や給付を受けるための手続き等の周知に努め、制度に則って公平、適正な給付を実施します。

### (2) 保育園・こども園の合同研修に対する支援等に関すること

幼保小中の職員間の協働により「学びづくり部会」「体づくり部会」「こころづくり部会」の3部会を組織し、研究・実践を行います。認定こども園・保育所、小学校、中学校職員が参画する合同研修を開催します。

### (3) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

「小布施学園コミュニティ・スクール」において、官民協働による学校・園づくりを推進します。また、地域の子育て支援に関わる人・団体・施設など、資源整理と関係者の協働の輪づくりを進め、地域を最大限生かした教育保育カリキュラム作りに取り組みます。

### (4) 保育園・認定こども園と小学校・中学校との連携

町内の教育・保育施設がそれぞれの果たすべき役割を果たしていくとともに、幼保小中の職員がお互いの授業や保育を参観する機会や、教育支援委員会や小中合同適応支援員連絡会などを通して、保育園やこども園と小学校との間でこどもの実態や、その指導方法等について理解を深めることにより、広い視野に立ってこどもに対する一貫性のある教育を相互に協力し連携してきます。

## **(5) 青少年健全育成の推進**

登校の時間に合わせ、信州あいさつ運動や交通安全街頭指導等を地域住民や関係機関と連携しながら年間を通して実施し、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する機運の醸成を図ります。

地区の育成会と青少年連絡協議会を組織し、各育成会活動や各種体験活動を支援し、児童生徒が多世代や地域の人等との協働や交流から、自主性や社会性、正義感、倫理観を持った心豊かな人間性を育みます。

---

## 第5章 計画の推進に向けて

---

### 1 計画内容の周知

新たな課題やニーズに合わせ、支援やサービスも多様化する中で必要な情報の提供、支援相談体制の強化を図ります。

### 2 地域の連携による計画の推進

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

### 3 計画の評価・確認

令和7年度から設置する予定のこども・子育て会議において、本計画の取り組み状況を評価し、改善・充実に向けた検討を継続的に行っていきます。また、子育て支援に関する様々な問題提起や提案も行います。